

5 工事完了

1. 完了時の提出書類は、下記のとおりである。

① 工事完了届出書		1部
② 開発区域図(位置図)	(1/2,500)	1部
③ 土地利用計画図	(1部はA3の大きさ)	2部
④ 造成計画平面図	(出来形朱書)	1部
⑤ 排水施設計画平面図	(出来形朱書)	1部
⑥ 排水施設縦断面図	(出来形朱書)	1部
⑦ 給水計画平面図		1部(自己の居住用の場合は不要)
⑧ 工事写真		1部

2. 工事写真

(1) 工事写真は、工事の適正な施工を証明する資料であるため、その目的、判然を証明されるよう撮影すること。

(2) 着工前写真は、施工範囲が明確に分かるように付近の風景、構造物等を画面に入れて施工範囲はポールを、また、在来構造物の寸法を現わす場合にはポール、箱尺等を立て画面に入れて、カラー撮影とすること。

(3) 工事中の写真は、下記の要領で撮影すること。

① 設計図と出来形を対比した鮮明なカラー写真とすること。(電子媒体でも可)

各測点または構造物の設置箇所毎に工程に従い、丁張、その他著名な目標物を背景に標示板(黒板に工事名、測点、工種、構造物の略図等を記入したもの)を置きポール、箱尺等により寸法を明示すること。

※ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能及び精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。

ア) 撮影機の有効画素数は100万画素以上(140万画素以上推奨)

イ) プリンターはフルカラーでインクジェット方式の場合700dpi以上、レーザープリント方式の場合300dpi以上相当

ウ) インク及び用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないもの

② 水中または、地下埋設部分その他竣工後、確認が困難なものについては特に慎重に撮影し状況に応じフラッシュを使用する等して鮮明な画面とすること。

例……石積、コンクリートブロック積工等の基礎、管布設、鉄筋組立、杭打工等

○ 家庭用排水施設の取り付け箇所は、すべての箇所について宅地番号等と対比して撮影すること。

③ 竣工後出来形として残らない作業、並びに仮設工の状況は必ず撮影すること。

例……バイブレーター、ランマー、ショベル等、機械類の使用状況、石積裏型枠、矢板建込、水替等

④ 工事で使用する二次製品等については、形状寸法等規格がわかるような材料検収写真を撮影すること。

⑤ コンクリートのスランプ試験やテストピースを採取する場合には、必ず工事現場を背景に設計者立会の写真を撮影すること。

(3) L型側溝工

(ア) 各工種につき、砕石基礎とL型側溝の出来形を撮影すること。

(イ) 施工状況については、50mに1ヶ所程度撮影すること。また、50mに満たないL型側溝については1工種につき1ヶ所撮影すること。

(4) コンクリート固定基礎工(完成後、明視できないものが多いので、撮影のタイミングを失しないようにする)

(ア) 本 管

① 各スパンごとに砕石基礎、コンクリート固定基礎工を撮影すること。

② 断面出来形寸法は1枚の写真に入るようにし、巻立コンクリートの幅と高さを撮影する。

(イ) 取 付 管

① 施工箇所すべてにおいて、出来形を撮影すること。

② ソケット管またはクラ型支管の設置状況を必ず撮影すること。

(5) 人孔工

(ア) すべての人孔において、砕石基礎、底版、壁立上り工について共通事項に準じた内容を撮影すること。

(6) 路床工及び舗装工

(ア) 路床材の材料(搬入土等)が確認出来るよう撮影すること。

(イ) 路床は20cmピッチで仕上げ、各層ごとに転圧状況を撮影する事。

※ 1層ごとの転圧回数は振動ローラの場合6回以上とする

(ウ) 舗装工(路盤工及び表層工)における転圧状況及び出来形は必ず撮影すること。

6 工事検査

1. 検査基準

愛媛県土木工事検査基準及び松山市工事請負等の監督検査基準に関する要綱による。

2. 中間検査

- (1) 開発工事のうち、防災及び工程等を考慮し、重要かつ、手直し工事の難しいと認められるものについては、中間検査を受けるものとする。
- (2) 中間検査を受ける工事は、次に掲げるものを標準とする。
 - ① 防災工事
 - ② 大規模な切盛工事
 - ③ 排水工事(市の指定するもの)
 - ④ H=3.0m以上の擁壁工事
 - ⑤ 防火水槽(現場打ち鉄筋コンクリート水槽)
- (3) 中間検査の検査要綱は、完了検査にならうものとする。

3. 完了検査

- (1) 開発工事が完了した場合、事業者は必ず市に届出、その検査を受けなければならない。
- (2) 完成時に、構造物の延長、計画高等に誤差がある場合は出来高図面を添付すること。
- (3) 検査時には、設計業者及び工事施行者が立会すること。
- (4) 検査において、施工が適正でないことが判明した場合には、すみやかに施工のやり直し等検査員の指示に従い、必要な処理を行うこと。